

## 資料

## 学齢肢体不自由児の就学実態について ～ 一肢体不自由特別支援学校通学区域に着目して～

三嶋 和也\*・内海 友加利\*\*・池田 彩乃\*\*\*・安藤 隆男\*\*\*\*

本研究は、特定の地域における義務教育段階にある肢体不自由児の就学先ごとの彼らの障害の状態等の実態を明らかにした。肢体不自由特別支援学校とその通学区域にある小・中学校の通常学級、知的障害特別支援学級、知的障害特別支援学校を対象に質問紙調査を実施した。その結果、障害部位では、どの形態においても下肢障害の割合が最も高かった。移動の自立度が高い児童生徒が通常学級に多く在籍するのに対して、肢体不自由特別支援学校では、独歩や移動の自立度の割合が低かった。また、肢体不自由特別支援学校では、独歩の割合は中学部段階で増え、自立度も高くなる傾向があることから、小学校等から肢体不自由特別支援学校の中学部へと就学先を変更している可能性が示唆された。本研究において得られた結果は地域における肢体不自由児の多様な学びの場における指導の連続性を考究する基礎的な資料となると考えられる。

キー・ワード：肢体不自由児 就学実態 学齢段階

### I. はじめに

障害のある児童生徒を取り巻く環境は、近年インクルーシブ教育システム構築に向け法整備が進められている。平成26年1月、障害者の権利に関する条約の批准書の寄託により、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度、個人に必要とされる合理的配慮の提供において条約は効力が発生した(外務省, 2014)。平成25年9月1日に学校教育法施行令の一部を改正する政令が施行され、就学先を決定する仕組みが改正された(文部科学省, 2013)。この改正により、就学基準に該当する障害のある児童生徒は、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家からの意見、学校や地域の状況

等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定することとなった。これを受けて、平成29年3月公示の中学校学習指導要領には、「個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」と障害のある生徒への指導の根拠となり得る内容が明記され、教育課程の編成に当たっては「学校段階間の接続を図るものとする」と連続性のある多様な学びの場の重要性が示された(文部科学省, 2017a)。

障害のある児童生徒の多様な学びの場における学校段階の接続に焦点をあてると、特別支援学校と小・中・高等学校との転入・転出状況(文部科学省, 2017b)から就学先の変更を読み解くことができる。平成26年度小学部においては特別支援学校への転入者3,315人、特別支援学校からの転出者2,717人、中学部においては特別支援学校への転入者3,655人、特別支援学

\*千葉県立船橋夏見特別支援学校

\*\*筑波大学大学院人間総合科学研究科

\*\*\*筑波大学附属桐が丘特別支援学校

\*\*\*\*筑波大学人間系

からの転出者1,821人と特別支援学校への転入者の数が転出者の数を上回っている。特に中学部においては特別支援学校への転入者は転出者の約2倍となっており、義務教育段階において、小・中学校から特別支援学校の中学部に転入する障害のある生徒が多く存在している。一方、小・中学校から特別支援学校への転入者が多数いることは明らかにされているものの、転入者の障害種別の人数や障害の状態は明らかにされていない。平成28年度の肢体不自由特別支援学校349校の小学部・中学部に在籍する児童生徒数は、それぞれ、13,562人、8,292人で合計21,854人であった(文部科学省, 2017b)。

ところで、同年度に実施された全国特別支援学校(肢体不自由)病因別調査では、小学部・中学部在籍児童生徒のうち脳性まひ児の数が最も多く、4,355人(33.3%)であった(全国特別支援学校肢体不自由教育校長会, 2017)。近年その割合は減りつつあるものの、肢体不自由特別支援学校における脳性まひ児をめぐる教育的課題が依然指摘されているところである。脳性まひの発生率は1,000出生に対して2.3(當山・當山, 2008)や2,000出生に対して5(Miller and Bachrach, 2006)の報告がある。ここで、當山・當山(2008)の発生率をもとに、我が国の義務教育段階の児童生徒数(9,980,769人)(文部科学省, 2017b)のうち脳性まひを推定すると、22,956人となる。このように脳性まひに着目すると、義務教育段階で推定できる脳性まひ者は、肢体不自由特別支援学校小学部・中学部に在籍する脳性まひ者数を大きく上回ることがわかる。このことは、脳性まひに限らず、義務教育段階の肢体不自由児の就学実態をあらわすものと理解できる。すなわち、肢体不自由児は、インクルーシブ教育システム下において肢体不自由特別支援学校のみならず、連続性のある多様な学びの場である小・中学校の通常学級、肢体不自由特別支援学級、加えて知的障害を併せ有する肢体不自由児においては、知的障害特別支援学級や知的障害特別支援学校に就学していると考えられる。

このように肢体不自由児が多様な学びの場で教育を受けていることが想定される一方、その就学の実態や障害の状態等を扱った調査研究はほとんど見られない。

そこで本研究では肢体不自由特別支援学校の通学区域を対象とし、義務教育段階にある肢体不自由児の就学先に着目して、就学先ごとの彼らの障害の状態等の実態を明らかにすることを目的とした。

これまで、国や県の調査で明らかにされていない義務教育段階の肢体不自由児の現状を明らかにすることで、今後のインクルーシブ教育を推進する上での知見の提供が期待できる。また、特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門性や知識、技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実に資することが求められている(文部科学省, 2007)。本研究の成果は肢体不自由特別支援学校のセンター的機能の役割を考究する上で重要な知見を提供できると考える。

## II. 方法

### 1. 対象

A県B肢体不自由特別支援学校通学区域(以下、B通学区域)を対象地域とする。B通学区域は首都圏にあり人口規模は約160万人である。調査当時、B通学区域に肢体不自由特別支援学校はB特別支援学校のみであり、地域の肢体不自由教育の中心校としての役割を果たしていた。上述のとおり、義務教育段階の肢体不自由児は①公立小・中学校の通常学級、②公立小・中学校の知的障害特別支援学級、③知的障害特別支援学校、④肢体不自由特別支援学校に就学していることが予想される(以下、各学校種)。なお、各調査時点でB通学区域の小・中学校において肢体不自由特別支援学級は設置されていなかった。そこで、各学校種において、肢体不自由児を担任する教師を対象とした。B通学区域における公立学校は小学校149校、中学校70校、知的障害特別支援学校4校、肢体不自由特別支援学校1校である。

## 2. 手続き及び調査期間

郵送による質問紙調査を実施した。調査にあたり、B通学区域のC市、D市、E市、F市、G市（以下、各市）の教育委員会及びA県教育委員会へ協力依頼を行った。

(1) 通常学級在籍の肢体不自由児の調査：B通学区域にある公立小・中学校219校に質問紙を配布した。各校には質問紙を3通ずつ同封し、肢体不自由児を担任する教師のみ返信を依頼した。2012年7月に質問紙を配布し、同年9月に回収した。

(2) 知的障害特別支援学級在籍の肢体不自由児の調査：B通学区域にある知的障害特別支援学級を設置している小・中学校89校に質問紙を配布した。各校には質問紙を3通ずつ同封し、肢体不自由児を担任する教師のみ返信を依頼した。2013年7月に質問紙を配布し、同年9月に回収した。

(3) 知的障害特別支援学校就学の肢体不自由児の調査：B通学区域にある知的障害特別支援学校4校に質問紙を配布した。各校には質問紙を小・中学部の児童生徒数分を同封し、肢体不自由児を担任する教師のみ返信を依頼した。2015年2月に質問紙を配布し、同年3月に回収した。

(4) 肢体不自由特別支援学校就学の肢体不自由児の調査：5市を通学区域とする肢体不自由特別支援学校1校に質問紙を配布した。同校には質問紙を小・中学部児童生徒数分を同封し、担任教師に返信を依頼した。2015年2月に質問紙を配布し、同年3月に回収した。

## 3. 調査内容

質問紙における質問項目は先行研究（三嶋・安藤，2015）を参考に、肢体不自由児の在籍学年に関する1項目、障害の状態に関する3項目（上肢障害の有無、下肢障害の有無、体幹の障害の有無）、移動に関する3項目（移動手段、校内移動の自立、校外移動の自立）と疾患名に関する1項目とした。なお、調査における肢体不自由児の定義は、身体障害者福祉法施行規則別表第五号（第五条関係）身体障害者程度等

級表と学校教育法施行令第22条の3の就学基準の定義より検討を行い、①身体障害者手帳を持っている、②上肢（腕、手）下肢（脚、足）体幹の著しい機能障害、③歩行、筆記等の日常生活における基本的な動作が困難の3つとした。その内1つでも当てはまる児童生徒を肢体不自由児とし判断については各担任に一任した。

## 4. 分析方法

肢体不自由児の在籍学年については各学校種において、学年別に人数を算出した。次に義務教育段階の9年間に各3年間に区切り、小低、小高、中学の段階とし、それぞれの人数を算出した。加えて、調査実施年度におけるB通学区域の学齢段階の児童生徒数を住民基本台帳より算出し、段階ごとの人数に占める肢体不自由児の割合を算出した。肢体不自由児の障害の状態、移動、疾患名については学校種、段階にわけて人数および割合をそれぞれ算出した。なお、各質問項目における無回答及び移動手段の項目に複数回答がある場合は、分析対象から除外した。

## Ⅲ. 結果

有効回答数は、通常学級調査では42名、知的障害特別支援学級調査では20名、知的障害特別支援学校調査では80名、肢体不自由特別支援学校調査では100名をそれぞれ得た。全体として242名となり、これらを分析の対象とした。

### 1. B通学区域に就学する学齢肢体不自由児の人数とその割合

各学校種に在籍する肢体不自由児の学年別及び段階別の人数と割合をTable 1に示した。各段階における肢体不自由児の人数と割合は通常学級では小低は13人（0.029%）、小高は16人（0.035%）、中学は13人（0.030%）、合計42人（0.031%）であった。知的障害特別支援学級では小低は6人（0.014%）、小高は12人（0.027%）、中学は2人（0.004%）、合計20人（0.015%）であった。知的障害特別支援学校では小低は32人（0.074%）、小高は24人（0.054%）、中学は24人（0.053%）、合計80人（0.060%）であった。肢体不自由特別支援学校では小低は30人（0.069%）、小高は33

Table 1 B 肢体不自由特別支援学校通学区就学の肢体不自由児の人数および各段階の人口に対する割合

①通常学級在籍の肢体不自由児の調査 n = 42										
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
学年別の肢体不自由児の人数	4	1	8	4	7	5	4	6	3	42
小低・小高・中学別の 肢体不自由児の人数	13			16			13			42
学区における児童生徒数(人)	44,329			45,517			43,864			133,710
学区における 児童生徒数との割合(%)	0.029			0.035			0.030			0.031
②知的障害特別支援学級在籍の肢体不自由児の調査 n = 20										
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
学年別の肢体不自由児の人数	3	0	3	5	3	4	0	1	1	20
小低・小高・中学別の 肢体不自由児の人数	6			12			2			20
学区における児童生徒数(人)	43,782			45,203			44,666			133,651
学区における 児童生徒数との割合(%)	0.014			0.027			0.004			0.015
③知的障害特別支援学校に就学する肢体不自由児の調査 n = 80										
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
学年別の肢体不自由児の人数	11	12	9	12	4	8	17	4	3	80
小低・小高・中学別の 肢体不自由児の人数	32			24			24			80
学区における児童生徒数(人)	43,470			44,789			45,204			133,463
学区における 児童生徒数との割合(%)	0.074			0.054			0.053			0.060
④肢体不自由特別支援学校に就学する肢体不自由児の調査 n = 100										
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	
学年別の肢体不自由児の人数	6	20	4	7	7	19	12	19	6	100
小低・小高・中学別の 肢体不自由児の人数	30			33			37			100
学区における児童生徒数(人)	43,470			44,789			45,204			133,463
学区における 児童生徒数との割合(%)	0.069			0.074			0.082			0.075

人(0.074%)、中学は37人(0.082%)、合計100人(0.075%)であった。

## 2. 肢体不自由児の疾患及び障害の状態

(1) 肢体不自由児の疾患に占める脳性まひ等の人数と割合：通常学級では42人中、脳性まひ11人(29.7%)、筋疾患9人(24.3%)であった。知的障害特別支援学級では20人中、脳性まひ9人(45.0%)、筋疾患4人(20.0%)であった。知的障害特別支援学校では80人中、脳性まひ22人(31.4%)、筋疾患2人(2.9%)であった。肢体不自由特別支援学校では100人中、脳性まひ

37人(45.1%)、筋疾患5人(6.1%)であった。

(2) 肢体不自由児の障害の状態：肢体不自由児の障害の状態をTable 2に示した。全体及び各段階における上肢障害の有無の割合をFig.1に、全体及び各段階における下肢障害の有無の割合をFig.2に、全体及び各段階における体幹の障害の有無の割合をFig.3にそれぞれ示した。上肢障害、下肢障害、体幹の障害の有無の割合では、全ての学校種において下肢障害が最も高く、上肢障害は学校種ごとの差は少なかった。体幹の障害は知的障害特別支援学級が最も高く

Table 2 肢体不自由児の障害の状態

	有 人数 (%) (はい)	無 人数 (%) (いいえ)
①通常学級に在籍する肢体不自由児 n = 42		
手の障害	25 (59.5)	17 (40.5)
足の障害	34 (81.0)	8 (19.0)
体幹の障害	26 (66.7)	13 (33.3)
②知的障害特別支援学級に在籍する肢体不自由児 n = 20		
手の障害	13 (65.0)	7 (35.0)
足の障害	18 (90.0)	2 (10.0)
体幹の障害	17 (85.0)	3 (15.0)
③知的障害特別支援学校小学部・中学部に在籍する肢体不自由児 n = 80		
手の障害	44 (55.7)	35 (44.3)
足の障害	59 (75.6)	19 (24.4)
体幹の障害	29 (36.3)	51 (63.8)
④肢体不自由特別支援学校小学部・中学部に在籍する肢体不自由児 n = 100		
手の障害	73 (74.5)	25 (25.5)
足の障害	88 (88.9)	11 (11.1)
体幹の障害	48 (48.0)	52 (52.0)

(85.0%)、次に通常学級 (66.7%)、肢体不自由特別支援学校 (48.0%)、知的障害特別支援学校 (36.3%) の順であった。

(3) 肢体不自由児のおもな校内の移動手段：おもな校内の移動手段、校内移動の自立、校外移動の自立を Table 3 に示した。全体及び各段階

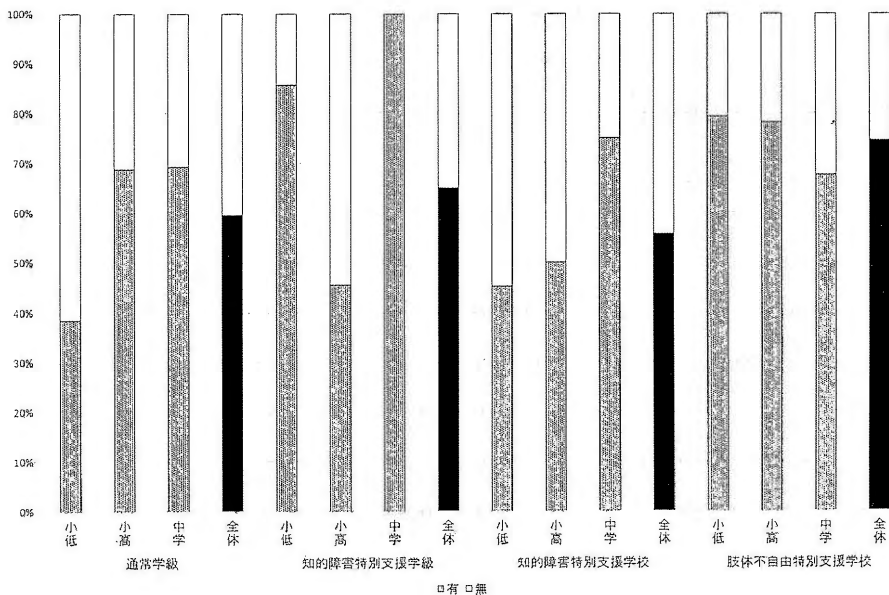


Fig.1 各段階における上肢障害の有無

における肢体不自由児の移動手段の割合を Fig.4 に示した。通常学級では独歩70.6%、ウォーカーが23.5%、クラッチが2.9%と全体の9割が独歩または何らかの器具を用いた歩行を移動

の手段にしていた。知的障害特別支援学級でも独歩60.0%、ウォーカーが30.0%であり通常学級と同様の傾向が見られた。一方、知的障害特別支援学校では独歩は63.8%であったものの、

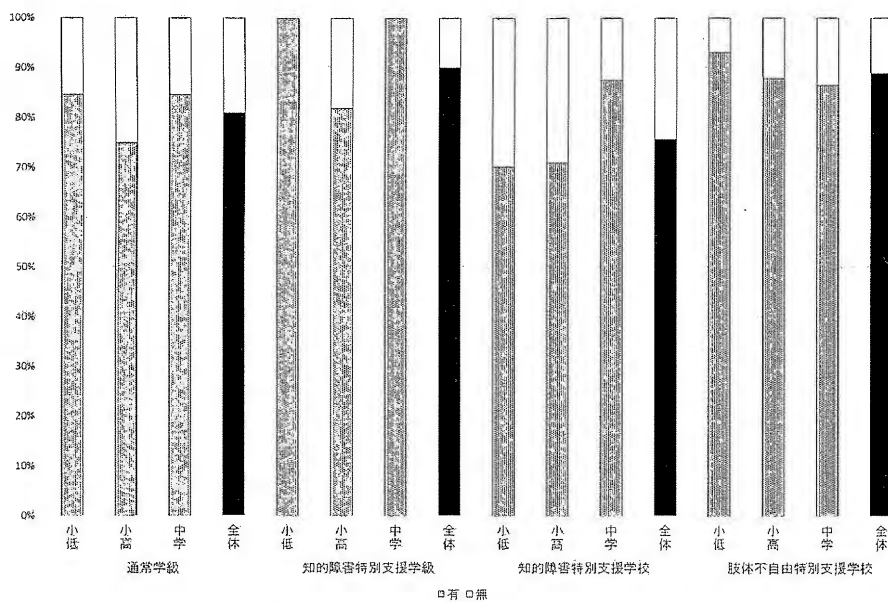


Fig.2 各段階における下肢障害の有無

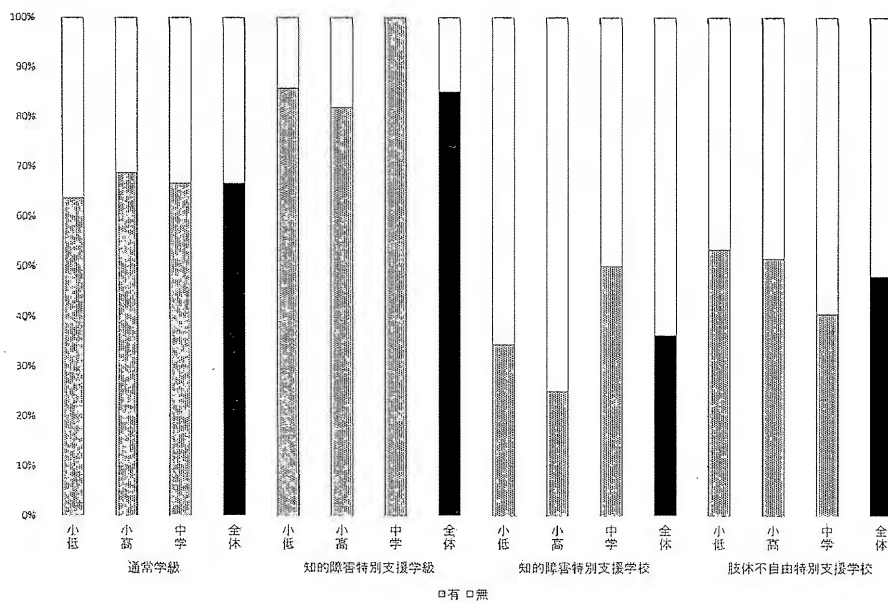


Fig.3 各段階における体幹の障害の有無

Table 3 肢体不自由児の移動

	人数 (%)			
①通常学級に在籍する肢体不自由児 n = 42				
移動手段	(独歩) 24(70.6)	(クラッチまたは杖) 1(2.9)	(ウオーカー) 8(23.5)	(車いす) 1(2.9)
		(自立)	(一部介助)	(全介助)
校内の移動		24(57.1)	14(33.3)	4(9.5)
校外の移動		18(43.9)	19(46.3)	4(9.8)
②知的障害特別支援学級に在籍する肢体不自由児 n = 20				
移動手段	(独歩) 12(60.0)	(クラッチまたは杖) 0(0)	(ウオーカー) 6(30.0)	(車いす) 2(10.0)
		(自立)	(一部介助)	(全介助)
校内の移動		7(35.0)	10(50.0)	3(15.0)
校外の移動		4(21.1)	9(47.4)	6(31.6)
③知的障害特別支援学校小学部・中学部に在籍する肢体不自由児 n = 80				
移動手段	(独歩) 44(63.8)	(クラッチまたは杖) 0(0)	(ウオーカー) 0(0)	(車いす) 25(36.2)
		(自立)	(一部介助)	(全介助)
校内の移動		27(33.8)	18(22.5)	35(43.8)
校外の移動		20(25.0)	21(26.3)	39(48.8)
④肢体不自由特別支援学校小学部・中学部に在籍する肢体不自由児 n = 100				
移動手段	(独歩) 8(9.8)	(クラッチまたは杖) 1(1.2)	(ウオーカー) 2(2.4)	(車いす) 71(86.6)
		(自立)	(一部介助)	(全介助)
校内の移動		14(14.0)	16(16.0)	70(70.0)
校外の移動		5(5.0)	14(14.0)	81(81.0)

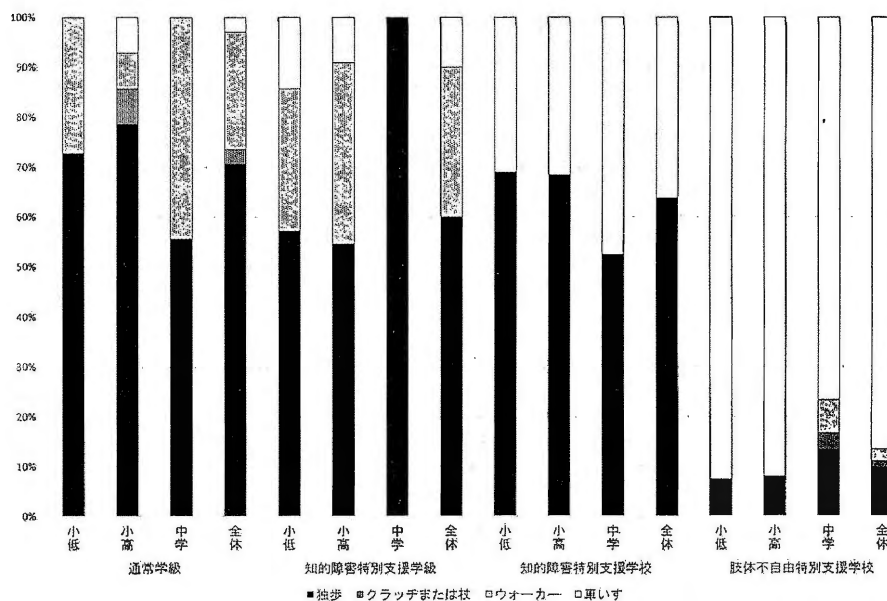


Fig.4 各段階における移動手段

車いすは36.2%であり、通常学級や知的障害特別支援学級と比較すると、独歩の割合はあまりかわらないものの、車いすの割合が高くなっている。肢体不自由特別支援学校では独歩は9.8%

に対して車いすは86.6%であり、他の障害種に対して車いすの割合が圧倒的に高かった。各段階の独歩の割合に着目すると、通常学級では小低72.7%、小高78.5%、中学55.6%、知的障害

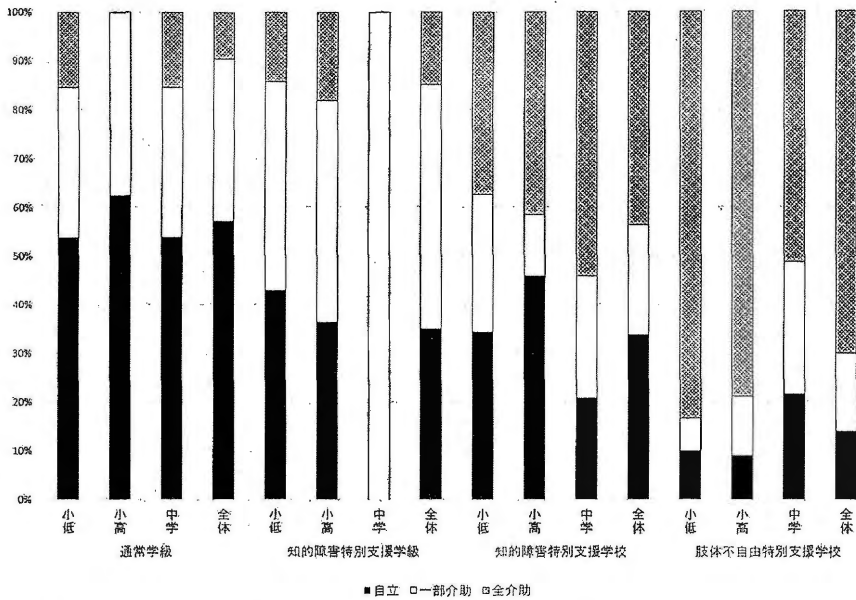


Fig.5 各段階における校内の移動の自立度

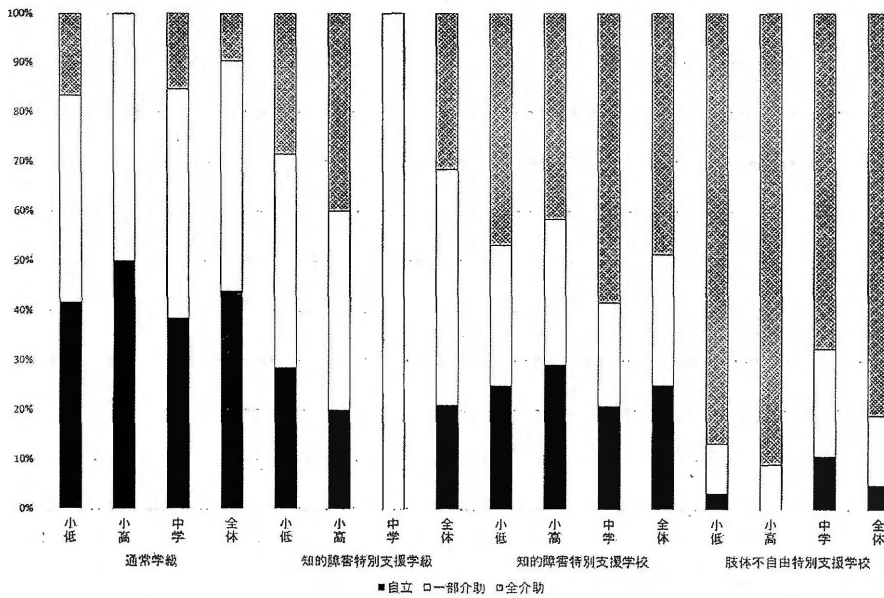


Fig.6 各段階における校外の移動の自立度



特別支援学校では小低69.0%、小高68.4%、中学52.3%と小低と小高が独歩の割合が高かった。一方、肢体不自由特別支援学校では、小低7.4%、小高8.0%、中学13.3%であり、中学の独歩の割合が高かったものの、他の学校種と比べると、独歩の割合は圧倒的に低いことが認められる。

(4) 肢体不自由児の移動の自立：肢体不自由児の校内及び校外の移動の自立度をそれぞれFig.5及びFig.6に示した。全体では、校内の移動における自立の割合は通常学級が57.1%で最も高く、知的障害特別支援学級35.0%、知的障害特別支援学校33.8%、肢体不自由特別支援学校14.0%の順であった。一方、全介助の割合は肢体不自由特別支援学校が70.0%で最も高く、知的障害特別支援学校43.8%、知的障害特別支援学級15.0%、通常学級9.5%の順であった。校外の移動においては自立の割合は通常学級が43.9%で最も高く、知的障害特別支援学校25.0%、知的障害特別支援学級21.1%、肢体不自由特別支援学校5.0%の順であった。一方、全介助の割合は肢体不自由特別支援学校が81.0%で最も高く、知的障害特別支援学校48.8%、知的障害特別支援学級31.6%、通常学級9.8%の順であった。肢体不自由児の移動における自立の割合は通常学級ではほぼ同じ割合であったのに対して、他の学校種においては校内よりも校外の方が低く、全介助の割合は校外の方が高かった。

#### IV. 考察

本研究における肢体不自由児の総数は242名であった。調査年度が複数年にわたることから各調査で明らかになった肢体不自由児の数を単純に合計することはできないものの、当該地域全学齢児童生徒数に対する割合を算出することで、複数年にわたる肢体不自由児の数の比較は可能であり、そこから一定の実態も導出できたと考える。文部科学省(2017b)による特別支援学校と小・中学校との転入・転出状況から、小学部段階において小学校から特別支援学校中学

部への転入者の数が約2倍であることが示された。本研究においても、小学部段階では地域の小・中学校に在籍している児童が中学校への就学の際、肢体不自由特別支援学校に移行する事が示唆された。

小・中学校における肢体不自由児の疾患に着目する。肢体不自由児の疾患に占める脳性まひの割合は養護学校教育の義務制が開始された1979年度の千葉県調査(千葉県特殊教育センター, 1980)によれば、小・中学校に在籍する肢体不自由児童生徒のうち、脳性まひは19.2%であった。直近では、国立特別支援教育総合研究所が肢体不自由特別支援学級を対象とした全国調査を実施し、在籍者の疾患のうち脳性まひが47.7%(ただし、脳室周囲白質軟化症8.7%を含む)、筋ジストロフィー6.9%であることを明らかにした(国立特別支援教育総合研究所, 2015)。福島県内の小・中学校の通常学級及び特別支援学級に在籍する肢体不自由児の調査では、脳性まひは脳性疾患とカテゴライズされ、その割合は45.3%、筋原性疾患7.3%であった(福島県養護教育センター, 2015)。このように小・中学校に在籍する肢体不自由児の疾患に関わる調査では、対象や時期に違いがある中で脳性まひ・脳性疾患の割合にはばらつきがあった。本研究の小・中学校の通常学級の結果では、脳性まひの割合は29.7%であった。ちなみに、全国肢体不自由特別支援学校病因別調査では(全国特別支援学校肢体不自由教育校長会, 2017)、肢体不自由特別支援学校小学部中学部に在籍する児童生徒のうち、脳性まひの割合は33.3%、脳性疾患の割合は66.2%であり、今回対象とした肢体不自由特別支援学校の脳性まひの割合は、全国に比べて高い。疾患として脳性まひは減少する傾向にあるが、対象や時期によって幅は大きいものの、肢体不自由の疾患の中では脳性まひの割合はどの学校種においても高かった。本研究における筋疾患(筋ジストロフィー、筋原性疾患も含む)の割合は通常学級24.3%、知的障害特別支援学級20.0%、知的障害特別支援学校2.9%、肢体不自由特別支援学校6.1%で

あった。小・中学校に在籍する肢体不自由児のうち筋疾患の割合が高く、知的障害特別支援学校、肢体不自由特別支援学校のその割合が相対的に低いことがいえる。このことは、先行研究の結果からも読み取れる。国立特別支援教育総合研究所の調査によれば、全国肢体不自由特別支援学級の割合は6.9%（国立特別支援教育総合研究所，2015）、福島県養護教育センターの調査によれば小・中学校通常学級及び特別支援学級での割合は7.3%（福島県養護教育センター，2015）と比較しても、本調査では筋疾患が高い割合を占めていた。

障害の部位に着目すると、すべての学校種において、下肢障害が最も高かった。各段階に着目しても差は認められず、下肢障害が最も高かった。下肢障害との関係から、移動に着目する。移動における独歩の割合は、通常学級、知的障害特別支援学校、知的障害特別支援学級、肢体不自由特別支援学校の順で高かった。さらに、独歩の割合では、通常学級が70.6%と圧倒的に高い割合であったことに対して、肢体不自由特別支援学校では、9.8%と圧倒的に低かった。車いすに関しても、通常学級と肢体不自由特別支援学校では結果が逆転していた。この関係は移動の自立度においても認められ、通常学級では、移動の自立度が高く、肢体不自由特別支援学校では自立度の割合が低かった。なお、移動の自立度では、校外は校内に比べて自立度が低くなることが明らかになった。

肢体不自由児の就学に関していうと、学校教育法施行令第22条の3は就学規準の一つとしてみなされるようになったが、本調査の結果から、移動の自立度が高い独歩の児童生徒が通常学級に多く在籍するのに対して、肢体不自由特別支援学校では、独歩や移動の自立度の割合が低いということが読み取れる。肢体不自由特別支援学校では、独歩の割合は中学部段階で増え、自立度も高くなる傾向があることから、小学部から中学部への移行の際に小学校等から肢体不自由特別支援学校へと就学先を変更している可能性が示唆された。

## V. おわりに

本研究において、全ての学校種のデータを収集するための調査が複数年にわたった。このことから、本研究における限界と課題は次のように指摘できる。一つは、この間に就学先の決定に関する仕組みが改正されたことにより、改正前後の就学実態に影響を及ぼしている事が考えられる。もう一つは、今日の学習指導要領の改訂において、学校間移行に関する課題が話題となったが、本研究においてもその資料を得べきところであったものの、必ずしも十分な議論として取り上げることができなかった。

## 文献

- 千葉県特殊教育センター（1980）県内小中学校における肢体の不自由な児童生徒の実態とその課題に関する研究。昭和54年度研究紀要第24集。
- 福島県養護教育センター（2015）「小・中学校に在籍する肢体不自由のある児童生徒の学習状況調査」調査研究（平成26年度～平成27年度）平成26年度研究紀要第28号【抜粋版】。
- 外務省（2014）障害者の権利に関する条約第24条教育。
- 国立特別支援教育総合研究所（2015）国立特別支援教育総合研究所専門研究B 平成26年度27年度小中学校の在籍する肢体不自由児のニーズにおける研究。
- Miller, M.D.F. and Bachrach, M.D.S (2006) *Cerebral Palsy A Complete Guide for Caregiving: SECOND EDITION. THE JOHNS HOSP KINS UNIVERSITY PRESS.*
- 三嶋和也・安藤隆男（2015）肢体不自由児を担任する通常学級教師の負担感と関連要因。障害科学研究, 39, 113-124.
- 文部科学省（2007）特別支援教育の推進について（通知）。
- 文部科学省（2013）学校教育法施行令の一部改正について（通知）。
- 文部科学省（2017a）中学校学習指導要領。http://www.mext.go.jp/component/a\_menu/education/micro\_detail/\_icsFiles/afieldfile/2017/06/21/1384661\_5.pdf（2017年5月1日閲覧）。
- 文部科学省（2017b）特別支援教育資料（平成28年度）。

学齢肢体不自由児の就学実態について

當山真弓・當山潤（2008）沖縄県における脳性麻痺  
の発生率について．脳と発達，40，387-392．  
全国特別支援学校肢体不自由教育校長会（2017）平

成28年度全国特別支援学校（肢体不自由）児童生  
徒病因別調査．  
—— 2017.8.28 受稿、2018.1.27 受理 ——

## Attendance of School-going Children with Physical Disabilities: Focused on a District of One Special Needs School for Children with Physical Disabilities

Kazuya MISHIMA\*, Yukari UTSUMI\*\*, Ayano IKEDA\*\*\* and Takao ANDO\*\*\*\*

This study investigated the school attendance of children with physical disabilities and clarified the conditions of their disabilities. Therefore, the participants were students from a special needs school for children with physical disabilities (School B) and from other schools in the same district, including those of elementary and lower secondary schools, special classes for children with intellectual disabilities in elementary and lower secondary schools, and special needs schools for children with intellectual disabilities. With regard to the state of disability, the occurrence rate of lower limb disability was highest among students in all types of schools. With regard to the mobilities, the rate of self-gait was highest among students in regular classes and lowest among students in School B. Moreover, the rate of self-gait increased and the degree of independent mobilities tended to become higher among students in the lower secondary departments of School B. This finding suggests the possibility of changing school attendance from regular elementary schools to the lower secondary departments of special needs schools for children with physical disabilities. These results provide the fundamental data needed to discuss the continuous teaching of children with physical disabilities in diverse and community-based learning environments.

**Key words:** children with physical disabilities, school attendance, school-age stages

---

\* Chiba Prefectural School for Special Needs Education in Funabashinatsumi

\*\* Graduate School of Comprehensive Human Sciences, University of Tsukuba

\*\*\* Special Needs Education School for the Physically Challenged, University of Tsukuba

\*\*\*\* Faculty of Human Sciences, University of Tsukuba